

概要

➤ 目的

北太平洋における溯河性魚類(※)の系群の保存を促進すること。

(※)溯河性魚類(さくかせいぎょるい):産卵期などに海から河川に入るさけ・ますなどの魚類を指します。

➤ 設立条約

北太平洋における溯河性魚類の系群の保存のための条約

(Convention for the Conservation of Anadromous Stocks in the North Pacific Ocean)

➤ 発効

1993年2月16日(我が国について効力発生:1993年2月16日)

➤ 機能

北太平洋における溯河性魚類の系群の保存を促進すること。

➤ 締約国(5)

日本、カナダ、ロシア、韓国、米国

➤ 事務局所在地

バンクーバー(カナダ)

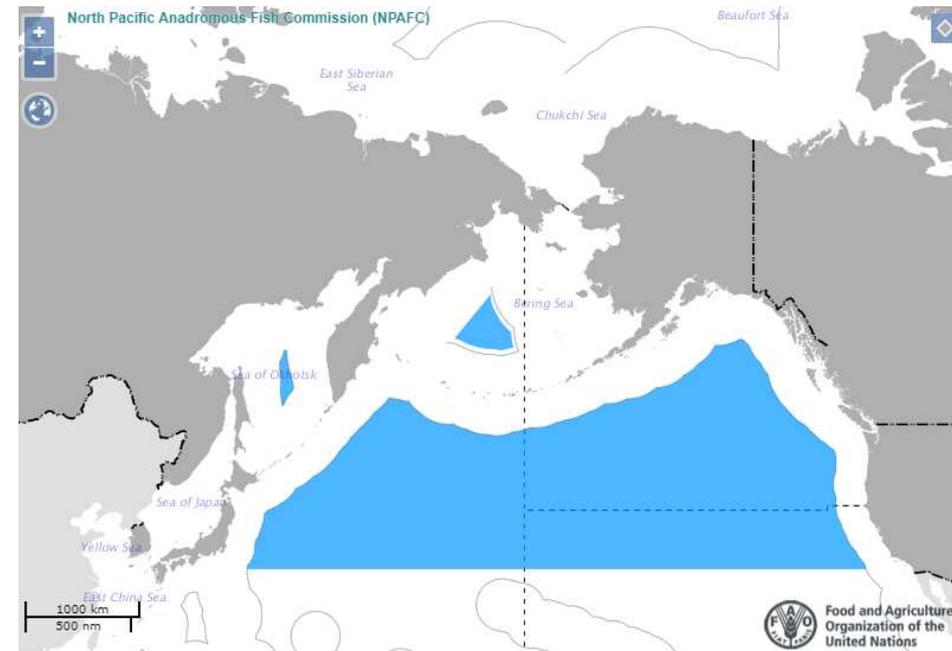
➤ 対象魚種

溯河性魚類(シロザケ、ギンザケ、カラフトマス、ベニザケ、マスノサケ、サクラマス、スチール・ヘッド)

➤ 保存管理措置

- ・ 条約水域での溯河性魚類(サケ・マス)を対象とした漁獲禁止
- ・ 溯河性魚類の混獲最小化
- ・ 締約国以外の国等による溯河性魚類の漁獲抑止
- ・ 取締活動の実施及び科学調査等の協力

協定適用水域



北緯33度以北の北太平洋及び接続する諸海のうち、各国沿岸から200海里以遠の水域

我が国漁獲量

条約水域では、原則、溯河性魚類(サケ、マス)は漁獲禁止のため、漁獲量なし。